

岐阜労働局発表
令和4年10月27日(木)

担 当	岐阜労働局労働基準部監督課
	監督課長 福岡 優一 専門監督官 加賀 勝仁 電話 058-245-8102 夜間 058-206-4102

外国人技能実習生を雇用する事業場に対する監督指導結果、 送検等の状況（令和3年）を公表します

～ 労働基準関係法令の違反率は66.5%～

岐阜労働局（局長 大地直美）は、県内の7つの労働基準監督署が、令和3年に外国人技能実習生（以下「技能実習生」^(※)という。）を雇用している事業場に対して実施した立入調査（以下「監督指導」という。）、送検等の状況を取りまとめましたので公表します。

なお、違反は実習実施者に認められたものであり、日本人労働者に関する違反も含まれます。

令和3年の監督指導・送検の状況

- 監督指導を実施した358事業場のうち238事業場（66.5%）で労働基準関係法令違反が認められた。違反率は、前年から6.8ポイント低下した（別添1(1)）。
- 主な違反事項は、①使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準（25.7%）、②労働時間（16.5%）、③年次有給休暇（14.2%）の順に多かった（別添1(2)）。
- 重大・悪質な違反により送検したのは2件である（別添2）。

岐阜労働局及び労働基準監督署は、監理団体および事業場に対し、労働基準関係法令の周知・啓発と改善指導を行うほか、重大・悪質な違反に対する送検を行うなど、引き続き技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組みます。

※ 岐阜県は、9,762人（令和3年12月末）の技能実習生を受け入れています。
（参考）

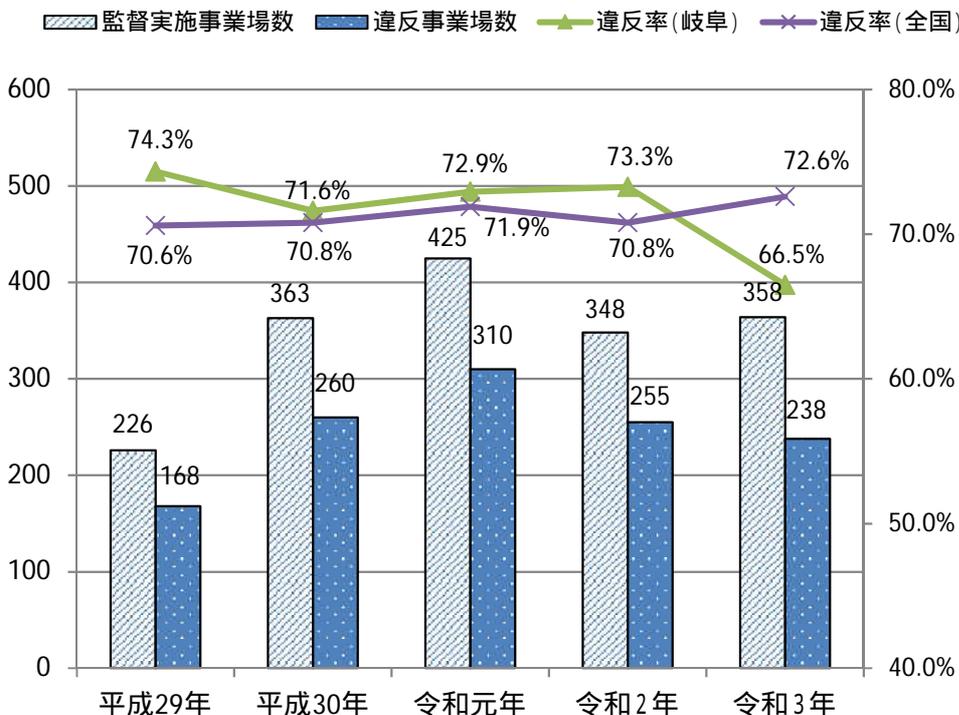
【別添】 技能実習生の実習実施者に対する監督指導、送検等の状況（令和3年）

技能実習生の実習実施者に対する監督指導、送検等の状況（令和3年）

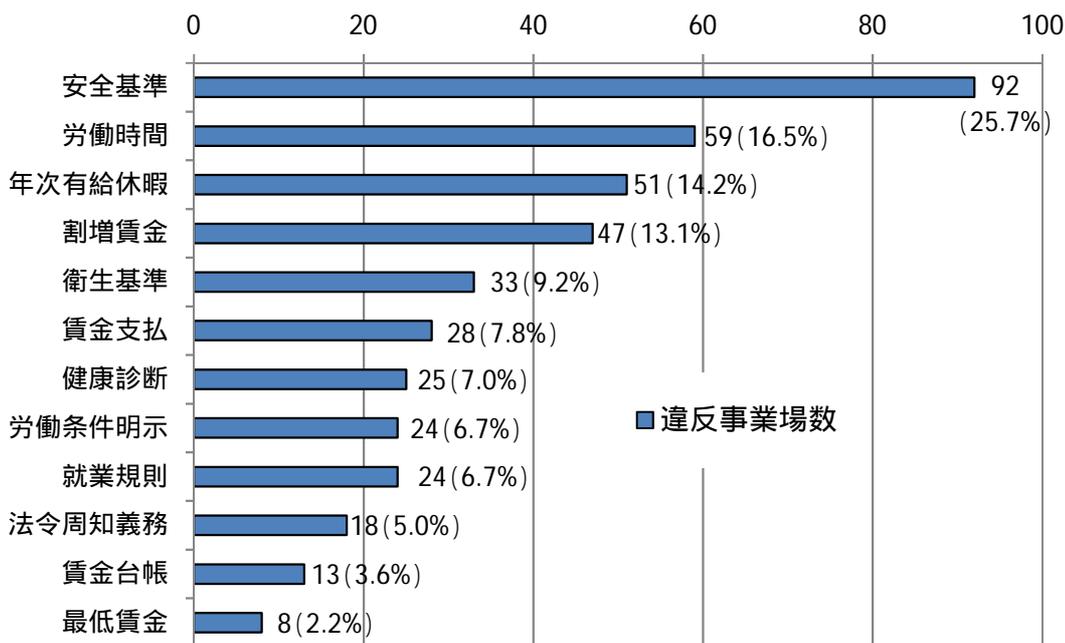
1 監督指導状況

（1）県内の労働基準監督署において、技能実習生を雇用する事業場（以下「実習実施者」という。）に対し358件の監督指導を実施し、その66.5%にあたる238件で労働基準関係法令違反を確認した。

注 違反は実習実施者に認められたものであり、日本人労働者に関する違反も含まれる。



（2）主な違反事項は、使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準（25.7%）、労働時間（16.5%）、年次有給休暇（14.2%）の順に多かった。



注 違反事項が2つ以上ある場合は各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

(3) 主な事項別の違反率

労働時間の違反率は長期的に減少傾向にある一方、安全基準の違反は昨年に続いて違反率が20%を超えており、最も高い状況である。

		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
主な違反事項	労働条件明示	14.2%	12.9%	10.4%	8.9%	6.7%
	賃金支払	10.2%	7.2%	11.5%	8.6%	7.8%
	労働時間	33.2%	24.8%	26.1%	17.8%	16.5%
	割増賃金	27.4%	19.6%	18.6%	14.7%	13.1%
	最低賃金	7.1%	2.2%	4.7%	3.2%	2.2%
	安全基準	14.6%	19.8%	17.2%	24.7%	25.7%
	健康診断	6.6%	9.9%	7.3%	6.0%	7.0%

(4) 主な業種別の違反率

全産業平均の違反率が低下しており、主な業種でも大きく違反率が低下したものがあがるが、木製品・家具製造業、化学工業、窯業・土石製品製造業、金属製品製造業、電気機械器具製造業、建設業は全産業平均の違反率を上回る結果となった。

		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
主な業種	食料品製造業	72.0%	78.9%	77.4%	75.0%	60.0%
	繊維製品製造業	78.3%	75.3%	83.0%	72.3%	52.8%
	木製品・家具製造業	83.3%	90.0%	70.6%	81.8%	70.6%
	化学工業	85.7%	72.4%	72.2%	87.5%	67.4%
	窯業土石製品製造業	60.0%	76.0%	68.8%	74.1%	81.3%
	金属製品製造業	70.6%	68.3%	69.7%	70.9%	67.9%
	一般機械器具製造業	66.7%	69.2%	48.1%	44.4%	51.9%
	電気機械器具製造業	100.0%	50.0%	70.0%	46.2%	68.8%
	建設業	80.0%	63.6%	77.8%	83.3%	75.0%

(5) 主な業種に対する監督指導の状況は、以下のとおりであった。

	合 計	違 反 率 (%)	製 造 業										建 設 業	農 業	そ の 他	
			食 料 品 製 造 業	織 維 製 品 製 造 業	木 製 品 ・ 家 具 製 造 業	化 学 工 業	窯 業 土 石	金 属 製 品 製 造 業	一 般 機 械 器 具 製 造 業	電 気 機 械 器 具 製 造 業	輸 送 機 械 製 造	左 以 外 の 製 造 業				
監督指導実施事業場数	358		35	36	17	46	16	56	27	16	15	37	32	4	21	
うち違反事業場数	238		21	19	12	31	13	38	14	11	10	23	24	4	18	
違反率(%)	66.5		60.0	52.8	70.6	67.4	81.3	67.9	51.9	68.8	66.7	62.2	75.0	100.0	85.7	
主な法令違反の内容	労働基準法第15条 (労働条件明示)	24	6.7	1	3	2	2	2	2	1	2	0	5	1	1	2
	同法第24条 (賃金の支払)	28	7.8	1	5	3	2	1	3	2	1	2	2	4	2	0
	同法第32条 (労働時間)	59	16.5	6	10	2	6	2	13	4	4	1	3	1	0	7
	同法第34条 (休憩)	3	0.8	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	同法第35条 (休日)	6	1.7	0	2	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	2
	同法第37条 (割増賃金)	47	13.1	4	6	2	4	1	7	2	3	1	7	3	0	7
	同法第39条 (年次有給休暇)	51	14.2	2	11	0	4	3	6	2	3	1	3	8	2	6
	同法第89条 (就業規則)	24	6.7	1	2	0	3	1	4	1	2	1	2	1	0	6
	同法第106条 (法令等周知)	18	5.0	3	2	0	2	1	4	0	2	0	2	0	0	2
	同法第108条 (賃金台帳)	13	3.6	0	4	0	2	0	1	0	1	1	2	1	0	1
	最低賃金法第4条 (最低賃金)	8	2.2	0	4	0	0	0	1	0	0	0	1	1	1	0
	労働安全衛生法 安全基準	92	25.7	13	0	4	16	7	20	10	3	2	9	7	0	1
	健康診断	25	7.0	3	4	1	6	1	1	2	0	0	6	1	0	0

2 送検状況

令和3年に労働基準監督署が送検した件数は2件であった。

平成29年以降に送検した15件すべてが縫製業である。

なお、全国における令和3年の送検件数は25件であった。

年	署	業種	送検内容
平成29年	岐阜	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金
30年	岐阜	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金
	岐阜	縫製業	時間外労働・虚偽の陳述
	岐阜	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金
	大垣	縫製業	時間外労働・書類の廃棄
	大垣	縫製業	時間外労働・書類の廃棄
	大垣	縫製業	書類の廃棄
	関	縫製業	最低賃金・時間外労働
令和元年	大垣	縫製業	最低賃金
	岐阜	縫製業	最低賃金・時間外労働
	岐阜	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金・虚偽報告
	岐阜	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金・虚偽報告
2年	岐阜	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金
3年	関	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金
	大垣	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金

3 事例

(1) 監督指導の事例

事例

「技能実習生に、36 協定の限度を超える違法な長時間労働を行わせている。」との情報に基づき、監督指導を実施

概要

繊維製品製造業の事業場で、技能実習生に 36 協定の限度時間を超える違法な長時間労働を行わせているとの情報があったため臨検した。

調査の結果、技能実習生 3 名に 36 協定の特別条項で定める時間外労働の限度時間を超えて、月 100 時間超の時間外・休日労働を行わせており、最長の者は 1 か月当たり 129 時間に及んでいたことが判明した。

また、当該事業場では時間外労働時間を賃金台帳に記入していなかったこと、36 協定の内容について、労働者の見やすい場所に掲示する等により労働者に周知していなかったことも判明している。

指導内容

- 1 か月の時間外・休日労働を 100 時間未満とすること。
[是正勧告] 労働基準法第 36 条第 6 項第 2 号違反
- 時間外労働を 36 協定の範囲内とすること。
[是正勧告] 労働基準法第 32 条違反
- 賃金台帳に時間外労働時間を記入すること。
[是正勧告] 労働基準法第 108 条違反
- 36 協定等法令で定めるものを労働者へ周知すること。
[是正勧告] 労働基準法第 106 条違反

指導の結果

- 1 時間外労働時間を 36 協定の範囲内にとどめるよう労働時間を短縮した。
- 2 賃金台帳に時間外労働時間数を記入するようになった。
- 3 36 協定を事業場に掲示することにより、技能実習生に協定内容が周知されるようになった。

(2) 送検の事例

事例

技能実習生に対する賃金不払について事業主と監理団体の事務担当者を送検

捜査経過

縫製業者で働いていた技能実習生から賃金不払等の申告を受け調査を行い、行政指導したが、不払が解決されないため捜査に着手した。

捜査においては、事業場、技能実習生の受入れ等を行う監理団体の事務所、当該監理団体の事務担当者宅等4か所に令状による家宅捜索を行い、証拠品を押収した。

技能実習生1名に対し、

- ① 令和元年9月分、同年10月分及び令和2年2月分の賃金
- ② 上記①の期間に行った時間外労働・休日労働に対する割増賃金

の一部、合計約16万円をそれぞれ所定の支払日までに支払わなかったことについて書類送検した。

また、事業主を指導すべき立場にあった監理団体の事務担当者が技能実習生の賃金不払に関して事業主と共謀していたことが明らかになったため、事業主だけでなく監理団体の事務担当者も送検した。

被疑事実

所定の支払期日に、割増賃金を含む定期賃金を支払わなかったこと。

- 違反条文** 最低賃金法第4条（最低賃金額以上の支払い）
労働基準法第37条（割増賃金の支払）

4 岐阜労働局と出入国管理機関等との相互通報の状況

技能実習生の労働条件の確保を図るため、岐阜労働局では、出入国管理機関・外国人技能実習機構との間で、監督等の結果を相互に通報している。

岐阜労働局から出入国管理機関・外国人技能実習機構へ通報（ 1 ）した件数は12件、出入国管理機関・外国人技能実習機構から岐阜労働局へ通報（ 2 ）された件数は55件であった。

- 1 岐阜労働局から出入国管理機関・外国人技能実習機構へ通報する事案
岐阜労働局において実習実施者に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案
- 2 出入国管理機関・外国人技能実習機構から岐阜労働局へ通報する事案
出入国管理機関・外国人技能実習機構において実習実施者を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案
- 3 令和元年については、法務省「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」（平成30年11月設置）における技能実習生の失踪事案に関する実態調査に基づき通報された事案を含む。

